

第 3 1 回 栗山町農業委員会総会議事録

(署名委員 1 1 番 1 3 番)

開催期日 令和 5 年 1 月 3 0 日

第31回 栗山町農業委員会総会議事録

日 時 令和5年1月30日（月） 午後3時30分
場 所 栗山町役場第1会議室

委員会議長

栗山町農業委員会会長 吉 田 寿 栄

書 記

栗山町農業委員会事務局 中 川 圭 太

本日の出席委員

1 番 長 尾 卓 也
2 番 塚 本 政 紀
3 番 寺 雅 彦
4 番 川 崎 浩 彦
5 番 藤 田 淳
6 番 山 本 強
7 番 小 暮 滝 弘
8 番 笹 谷 和 広
9 番 田 村 賢 治

10 番 長谷川 誠
11 番 平 田 善 治
13 番 田 村 俊 彦
14 番 大 畠 政 勝
15 番 桂 一 照
16 番 鈴 木 正 志
17 番 鳥 村 正 行
18 番 吉 田 寿 栄

本日の欠席委員

12 番 中 島 武 博

本日の参与員

栗山町農業委員会 事務局 長 吉 川 道 也
" 事務局 主 幹 上 島 宣 和
" 事務局 員 中 川 圭 太
" 事務局 員 山 宮 匠 土

本日の議事日程

日程	議 案 番 号	件 名
1		会議録署名委員の指名について
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4	報告第 5 3 号	農地のあっせん成立について
5	報告第 5 4 号	農地の使用貸借契約の解約の通知について
6	議案第 1 4 1 号	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
7	議案第 1 4 2 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
8	議案第 1 4 3 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
9	議案第 1 4 4 号	農用地利用集積計画（案）について
1 0	議案第 1 4 5 号	農地のあっせんについて
1 1	議案第 1 4 6 号	買入協議を行う旨の通知の要請について
1 2		農業団体等報告事項

（局長）

全員ご起立願います。礼、ご着席ください。

第 31 回農業委員会総会におきます委員の出欠状況をご報告いたします。本日は、出席委員 17 名、欠席委員 1 名であります。栗山町農業委員会会議規則第 10 条の規定により、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。会長 開会宣言お願いいたします。

（会長）

新年あけましておめでとうございます。皆さんにとって実り多き 1 年となりますようご祈念申し上げます。さて、農地の移動が多くなってきており、また現在進行形の案件も多いですが、改めて相手の気持ちになって丁寧な対応をお願いしたいと思います。今月も慎重審議をお願い致します。それでは早速、総会を進めていきたいと思います。

（議長）

日程 1 会議録署名委員についてですが、11 番平田善治委員、 13 番田村俊彦委員を指名いたします。よろしく願います。

日程 2 会期の決定でございますが本日 1 日でよろしいでしょうか。（ハイの声）

ハイという声がありましたので、本日 1 日といたします。

日程 3 諸般の報告ですが、局長より説明いたします。

(局長)

会務報告のページをお開きください。1月13日から14日に新・農業人フェアが東京で開催され、笹谷委員・鈴木委員が参加しております。19日第3回栗山町農業再生協議会が開催され、吉田会長が出席しております。23日現地調査を、藤田委員・小暮委員・長谷川委員で実施しております。23日畑地化等に係る生産者説明会が開催され、吉田会長が参加しております。27日農事組合長会議が開催され、吉田会長が参加しております。以上です。

(議長)

はい。只今、局長の方から報告がございましたけども、何か質問ございませんか。(質疑なしの声)なければ次に進みたいと思います。

日程4 報告第53号「農地のあっせん成立について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

報告第53号 農地のあっせん成立について 下記農地について、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき成立したので報告する。今回は3件でございます。

番号1 申出者住所・氏名 栗山町字〇〇25番地168 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇438番地1 〇〇〇〇、成立年月日は令和5年1月13日でございます。対象農地につきましては、〇〇489番地4 地目については公簿ため池、現況が池沼、面積2,032㎡外2筆。内訳につきましては、畑2筆1,997㎡、池沼1筆2,032㎡、合計3筆4,029㎡でございます。売買価格につきましては、10aあたり畑〇〇〇〇〇〇〇円、池沼〇〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして対価の合計〇〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、山本委員、藤田委員でございます。

番号2 申出者住所・氏名 栗山町字〇〇663番地1 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇18番地 〇〇〇〇、成立年月日は令和5年1月16日でございます。対象農地につきましては、〇〇468番地1 地目については公簿現況ともに田、面積383㎡外10筆。内訳につきましては、田9筆14,079㎡、雑種地2筆496㎡、合計11筆14,575㎡でございます。売買価格につきましては、10aあたり田〇〇〇〇〇〇〇円、雑種地〇〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして対価の合計〇〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、塚本委員、藤田委員でございます。

番号3 申出者住所・氏名 栗山町字〇〇564番地 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇592番地 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇、成立年月日は令和5年1月12日でございます。対象農地につきましては、〇〇303番地1 地目については公簿現況ともに雑種地、面積60㎡外6筆。内訳につきましては、田3筆5,145㎡、畑1筆2,785㎡、雑種地3筆412㎡、合計7筆8,342㎡でございます。売買価格につきましては、10aあたり田〇〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇〇円、雑種地〇〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして対価の合計〇〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、長谷川委員、桂委員でございます。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)
なければ報告でございますので、次に進みます。

日程 5 報告第 54 号「農地の使用貸借契約の解約の通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

報告第 54 号 農地の使用貸借契約の解約の通知について 下記の農地にかかる使用貸借契約の解約の申し入れ(合意による解約)について通知があったので報告する。今回は 3 件でございます。

番号 1 所在 ○○149 番地 9 地目につきましては、公簿・現況ともに田、面積 10,939 m²。1 筆でございます。利用状況は水田、契約内容 使用貸借、契約年月日は令和 4 年 7 月 29 日、契約期間につきましては、令和 4 年 7 月 29 日から令和 14 年 7 月 29 日となっております。解約通知日は令和 5 年 1 月 20 日。通知者につきましては、賃貸人 栗山町字○○300 番地 1 ○○○○、賃借人 栗山町字○○300 番地 1 ○○○○でございます。

番号 2 所在 ○○996 番地 1 の内 地目につきましては、公簿・現況ともに田、面積 10,000 m²外 2 筆。全筆田でございます。3 筆合計 17,297 m²。利用状況は水田、契約内容 使用貸借、契約年月日は令和 1 年 7 月 22 日、契約期間につきましては、令和 1 年 7 月 22 日から令和 11 年 7 月 22 日となっております。解約通知日は令和 5 年 1 月 20 日。通知者につきましては、賃貸人 栗山町字○○735 番地 1 ○○○○、賃借人 栗山町字○○735 番地 1 ○○○○でございます。

番号 3 所在 ○○373 番地 1 地目につきましては、公簿・現況ともに田、面積 3,910 m²。1 筆でございます。利用状況は水田、契約内容 使用貸借、契約年月日は平成 27 年 12 月 30 日、契約期間につきましては、平成 27 年 12 月 30 日から令和 7 年 12 月 30 日となっております。解約通知日は令和 5 年 1 月 20 日。通知者につきましては、賃貸人 栗山町字○○83 番地 3 ○○○○、賃借人 栗山町字○○83 番地 3 ○○○○でございます。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)
なければ報告でございますので、次に進みます。

日程 6 議案第 141 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 141 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 下記の農地にかかる賃貸借の解約の申し入れ（合意による解約）について農地法第 18 条第 6 項の規定により通知があったので解約の可否について意見を諮う。今回は 5 件でございます。

番号 1 所在 ○○153 番地 2 地目につきましては、公簿 畑、現況 田、面積 6,302 ㎡外 6 筆。全筆田でございまして 7 筆合計 24,849 ㎡でございます。利用状況は水田、契約内容 賃貸借、契約年月日は令和 2 年 11 月 30 日、契約期間は令和 2 年 11 月 30 日から令和 7 年 11 月 30 日となっております。解約通知日は令和 4 年 12 月 26 日。通知者につきましては、賃貸人 栗山町字○○150 番地 44 ○○○○、賃借人 栗山町字○○160 番地 9 ○○○○でございます。

番号 2 所在 ○○119 番地 1 地目につきましては、公簿・現況ともに畑、面積 7,730 ㎡、利用状況 普通畑、外 13 筆。田 6 筆 24,686 ㎡、畑 8 筆 33,766 ㎡でございまして 14 筆合計 58,452 ㎡でございます。契約内容は賃貸借、契約年月日は令和 3 年 11 月 30 日、契約期間は令和 3 年 11 月 30 日から令和 8 年 11 月 30 日、解約通知日は令和 4 年 12 月 26 日。通知者につきましては、賃貸人 栗山町○○96 番地 30 ○○○○外 1 名、賃借人 栗山町字○○18 番地 ○○○○でございます。

番号 3 所在 ○○666 番地 2 地目につきましては、公簿・現況ともに畑、面積 35,273 ㎡、利用状況 普通畑、外 1 筆。全筆畑でございまして 2 筆合計 54,876 ㎡でございます。契約内容は賃貸借、契約年月日は令和 3 年 1 月 29 日、契約期間は令和 3 年 1 月 29 日から令和 9 年 11 月 30 日、解約通知日は令和 5 年 1 月 12 日。通知者につきましては、賃貸人 栗山町字○○170 番地 2 ○○○○、賃借人 栗山町字○○590 番地 ○○○○ でございます。

番号 4 所在 ○○118 番地 地目につきましては、公簿・現況ともに畑、面積 52,548 ㎡、利用状況 普通畑、外 2 筆。田 2 筆 13,042 ㎡、畑 1 筆 52,548 ㎡でございまして 3 筆合計 65,590 ㎡でございます。契約内容は賃貸借、契約年月日は平成 30 年 1 月 31 日、契約期間は平成 30 年 1 月 31 日から令和 9 年 11 月 30 日、解約通知日は令和 5 年 1 月 12 日。通知者につきましては、賃貸人 栗山町字○○170 番地 2 ○○○○、賃借人 栗山町字○○147 番地 有限会社○○○○ 代表取締役 ○○○○でございます。

番号 5 所在 ○○434 番地 2 地目につきましては、公簿・現況ともに畑、面積 17,728 ㎡、利用状況 普通畑の 1 筆でございます。契約内容は賃貸借、契約年月日は平成 29 年 12 月 27 日、契約期間は平成 29 年 12 月 27 日から令和 9 年 11 月 30 日、解約通知日は令和 5 年 1 月 12 日。通知者につきましては、賃貸人 栗山町字○○170 番地 2 ○○○○、賃借人 栗山町字○○470 番地 ○○○○ でございます。以上です。

（議長）

はい。事務局の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。（ハイの声）

それでは議案第 141 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」原案に賛成の方の挙手を

求めます。

—全員挙手— よって議案第 141 号については原案どおり決定いたします。

日程 7 議案第 142 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第 142 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 下記の農地について、使用貸借による許可申請があったので、許可の可否について意見を諮う。

今回は、使用貸借 2 件でございます。

番号 1 所在 ○○373 番地 1 地目につきましては、公簿・現況ともに田、面積 3,910 m² 1 筆でございます。貸主 栗山町字○○83 番地 3 ○○○○ 摘要といたしまして、農地利用の効率化を図る為、申請地を貸し付けたい。借主 栗山町字○○82 番地 1 ○○○○、摘要といたしまして、農地利用の効率化を図る為、申請地を借り受けたいとなっております。

番号 2 所在 ○○371 番地 地目につきましては、公簿・現況ともに田、面積 3,939 m² 1 筆でございます。貸主 栗山町字○○82 番地 1 ○○○○ 摘要といたしまして、農地利用の効率化を図る為、申請地を貸し付けたい。借主 栗山町字○○83 番地 3 ○○○○、摘要といたしまして、農地利用の効率化を図る為、申請地を借り受けたいとなっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、現地調査を行っておりますので地区担当委員より報告をお願いします。

(13 番 田村俊彦)

番号 1 につきまして、農地利用の効率化が図られることから、問題ないと思います。

(13 番 田村俊彦)

番号 2 につきまして、農地利用の効率化が図られることから、問題ないと思います。

(議長)

はい。事務局及び地区担当委員の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第 142 号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 142 号については原案どおり決定いたします。

日程 8 議案第 143 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 143 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 下記農地を農地以外のものとするため許可申請書の提出があったので、北海道農業会議に意見聴取するにあたり許可の可否について意見を諮う。今回は 1 件でございます。

番号 1 所在 ○○70 番地 6 の内 公簿・現況ともに畑、面積 12,248 m²外 8 筆。 全筆畑でございまして 9 筆合計 30,004 m²でございます。貸主 栗山町字○○94 番地 株式会社○○○○ 代表取締役○○○○、借主 ○○町字○○2238 番地 5 ○○○○株式会社 代表取締役○○○○、転用目的につきましては、耕土改良及び土砂採取に伴う令和 5 年 3 月 1 日から令和 8 年 2 月 28 日までの一時転用となっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、議案第 143 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」につきましては現地調査を行っておりますので、現地調査班長より報告をお願いします。

(7 番 小暮)

令和 4 年 12 月 22 日第 30 回農業委員会総会後に提出のあった農地法第 5 条の転用申請に基づき、令和 5 年 1 月 23 日に、藤田委員、長谷川委員、上島主幹、中川主事、同行のもと現地調査を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。番号 1 につきまして、農地法第 5 条の転用許可申請であります。申請地は、栗山町役場継立出張所の南約 6 km に位置する農用地 区域内農地であり、この度、申請者より耕土改良に合わせて土砂採取を行い、平坦な優良農地に復元したい旨の一時転用の許可申請があったものであります。本件は、周囲に影響を与えることもないので転用することに支障はないものと認めます。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

(議長)

はい。事務局及び現地調査班長の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは議案第 143 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 143 号については原案どおり決定といたします。

日程 9 議案第 144 号「農用地利用集積計画（案）について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 144 号 農用地利用集積計画（案）について 下記農地の所有者から、農用地利用集積計画を定めた旨の申し出があったので、栗山町農業経営基盤強化促進基本構想に基づき意見を諮う。今回は、賃貸借 11 件、所有権移転 3 件、使用貸借 2 件の合計 16 件でございます。

整理番号 4 所 65-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇438 番地 1 〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇25 番地 168 〇〇〇〇、申出年月日は令和 5 年 1 月 13 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇489 番地 4 現況地目 池沼、面積 2,032 m²外 2 筆。内訳につきましては、畑 2 筆 1,997 m²、池沼 1 筆 2,032 m²、合計 3 筆 4,029 m²でございます。移転する所有権の内容につきましては、利用目的 普通畑として利用、所有権移転の時期 令和 5 年 1 月 31 日、土地の引渡時期 令和 5 年 1 月 31 日、対価につきましては、10a あたり畑〇〇〇〇〇〇円、池沼〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。対価の支払方法は、対価〇〇〇〇〇〇円は、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっており、対価の支払期限は令和 5 年 7 月 31 日でございます。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦、世帯員は男 2 人、女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 4 所 66-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇18 番地 〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇663 番地 1 〇〇〇〇、申出年月日は令和 5 年 1 月 16 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇468 番地 1 現況地目 田、面積 383 m²外 10 筆。内訳につきましては、田 9 筆 14,079 m²、雑種地 2 筆 496 m²、合計 11 筆 14,575 m²でございます。移転する所有権の内容につきましては、利用目的 水田として利用、所有権移転の時期 令和 5 年 1 月 31 日、土地の引渡時期 令和 5 年 1 月 31 日、対価につきましては、10a あたり田〇〇〇〇〇〇円、雑種地〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。対価の支払方法は、対価〇〇〇〇〇〇円は、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっており、対価の支払期限は令和 5 年 7 月 31 日でございます。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、大豆・種子馬鈴薯、世帯員は男 2 人、女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 4 所 67-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇592 番地 〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇564 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 5 年 1 月 12 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇303 番地 1 現況地目 雑種地、面積 60 m²外 6 筆。内訳につきましては、田 3 筆 5,145 m²、畑 1 筆 2,785 m²、雑種地 3 筆 412 m²、合計 7 筆 8,342 m²でございます。移転する所有権の内容につきましては、利用目的 水田及び普通畑として利用、所有権移転の時期 令和 5 年 1 月 31 日、土地の引渡時期 令和 5 年 1 月 31 日、対価につきましては、10a あたり田〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇円、雑種地〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。対価の支払方法は、対価〇〇〇〇〇〇円は、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっており、対価の支払期限は令和 5 年 7 月 31 日でございます。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦、玉葱、構成員は男 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 4 賃 68-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇80 番地 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町〇〇284 番地 5 〇〇〇〇、申出年月日は令和 4 年 12 月 26 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇110 番地 1 現況地目 畑、面積 14,770 m²外 9 筆。内訳につきましては、田 3 筆 6,816 m²、畑 7 筆 20,676 m²、合計 10 筆 27,492 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間は令和 5 年 1 月 31 日から令和 15 年 11 月 30 日までの 10 年 10 ヶ月、借賃につきましては、10a あたり田〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。借賃の支払方法は、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦、世帯員は男 3 人、女 4 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 4 賃 69-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇343 番地 〇〇〇〇、利用権を設定する者 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長 〇〇〇〇、申出年月日は令和 5 年 1 月 16 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇102 番地 18 現況地目 畑、面積 5,405 m²外 9 筆。内訳につきましては、田 6 筆 29,528 m²、畑 4 筆 7,284 m²、10 筆合計 36,812 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間は令和 5 年 1 月 31 日から令和 9 年 11 月 29 日までの 4 年 10 ヶ月、売買代金に賃貸料及び諸経費それぞれ 1% を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。借賃の支払方法は、毎年 12 月 10 日までに 公益財団法人 〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦、玉葱、世帯員は男 2 人、女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 4 使 70-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇300 番地 1 農事組合法人〇〇〇〇 代表理事〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇300 番地 1 〇〇〇〇、申出年月日は令和 5 年 1 月 20 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇149 番地 9 現況地目 田、面積 10,939 m²の 1 筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 使用貸借、契約期間は令和 5 年 1 月 31 日から令和 15 年 11 月 30 日までの 10 年 10 ヶ月となっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は小麦、構成員は男 2 人、女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 4 使 71-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇300 番地 1 農事組合法人〇〇〇〇 代表理事〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇735 番地 1 〇〇〇〇、申出年月日は令和 5 年 1 月 20 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇996 番地 1 の内 現況地目 田、面積 10,000 m²外 2 筆。全筆田でございまして 3 筆合計 17,297 m²。設定する利用権の内容につきましては、種類 使用貸借、契約期間は令和 5 年 1 月 31 日から令和 15 年 11 月 30 日までの 10 年 10 ヶ月となっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は小麦、構成員は男 2 人、女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 4 賃 72-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町〇〇4 丁目 24 番地 35 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇321 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 5 年 1 月 20 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇315 番地 1 現況地目 畑、面積 1,154 m²外 7 筆。内訳につきましては田 5 筆 23,125 m²、畑 3 筆 4,579 m²、合計 8 筆の 27,704 m² でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間は令和 5 年 1 月 31 日令和 5 年 11 月 30 日までの年 10 ヶ月、借賃につきましては、10a あたり田〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。借賃の支払方法は、11 月 30 日までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦、大豆、種子馬鈴薯、世帯員は男 3 人、女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 4 賃 73-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町〇〇4 丁目 24 番地 35 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇83 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 5 年 1 月 20 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇84 番地 1 の内 現況地目 田、面積 14,683 m²外 3 筆。田 3 筆 15,807 m²、畑 1 筆 12,895 m²、合計 4 筆 28,702 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間は令和 5 年 1 月 31 日から令和 7 年 11 月 30 日までの 2 年 10 ヶ月、借賃につきましては、10a あたり田〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。借賃の支払方法は、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦、大豆、種子馬鈴薯、世帯員は男 3 人、女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 4 賃 74-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町〇〇4 丁目 24 番地 35 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇741 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 5 年 1 月 20 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇62 番地 1 現況地目 畑、面積 14,106 m²外 7 筆。田 6 筆 13,758 m²、畑 2 筆 14,290 m²、合計 8 筆 28,048 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間は令和 5 年 1 月 31 日から令和 8 年 11 月 30 日までの 3 年 10 ヶ月、借賃につきましては、10a あたり田〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。借賃の支払方法は、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦、大豆、種子馬鈴薯、世帯員は男 3 人、女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 4 賃 75-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町〇〇4 丁目 24 番地 35 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町〇〇4 丁目 78 番地 1 〇〇〇〇、申出年月日は令和 5 年 1 月 20 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇75 番地 4 現況地目 畑、面積 14,804 m²の 1 筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間は令和 5 年 1 月 31 日

から令和7年11月30日までの2年10ヵ月、借賃につきましては、10aあたり畑〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。借賃の支払方法は、毎年11月30日までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦、大豆、種子馬鈴薯、世帯員は男3人、女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号4賃76-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇164番地 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇166番地105 〇〇〇〇、申出年月日は令和5年1月19日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇168番地17 現況地目 畑、面積3,512㎡外4筆。田3筆22,693㎡、畑2筆11,977㎡、5筆合計34,670㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間は令和5年1月31日から令和15年11月30日までの10年10ヵ月、借賃につきましては、10aあたり田〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。借賃の支払方法は、毎年11月30日までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦、玉葱、世帯員は男5人、女3人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号4賃77-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇18番地6 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇229番地1 〇〇〇〇、申出年月日は令和5年1月20日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇227番地1 現況地目 田、面積42,715㎡外1筆。全筆田でございまして合計53,590㎡。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間は令和5年1月31日から令和9年11月30日までの4年10ヵ月、借賃につきましては、10aあたり田〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦、大豆、世帯員は男2人、女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号4賃78-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇18番地6 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町〇〇284番地5 〇〇〇〇、申出年月日は令和5年1月20日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇986番地4 現況地目 田、面積14,357㎡の1筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間は令和5年1月31日から令和15年11月30日までの10年10ヵ月、借賃につきましては、10aあたり田〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦、大豆、世帯員は男2人、女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号4賃79-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇18番地6 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇14番地6 〇〇〇〇、申出年月日は令和5年1月20日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇14番地1 現況地目 田、面積11,696㎡外8筆。全筆田で

ございまして 9 筆合計 67,115 m²。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間は令和 5 年 1 月 31 日から令和 14 年 11 月 30 日までの 9 年 10 ヶ月、借賃につきましては、10a あたり田〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦、大豆、世帯員は男 2 人、女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 4 賃 80-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇164 番地 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇204 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 5 年 1 月 20 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇1359 番地 2 現況地目 田、面積 22,801 m²の 1 筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間は令和 5 年 1 月 31 日から令和 15 年 11 月 30 日までの 10 年 10 ヶ月、借賃につきましては、10a あたり田〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦、玉葱、世帯員は男 5 人、女 3 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

(議 長)

はい。只今、事務局より賃貸者 11 件、所有権移転 3 件、使用貸借 2 件の説明がありましたが、関係する委員さんの案件がありますので、それから審議したいと思います。

〇〇委員退席願います。

(〇〇委員退席)

整理番号 4 賃 69-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 賃 69-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 4 賃 69-1 は原案どおり決定いたします。

(〇〇委員着席)

続きまして、残る 15 件について順番に審議したいと思います。

整理番号 4 所 65-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 所 65-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 4 所 65-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 4 所 66-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 所 66-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 4 所 66-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 4 所 67-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 所 67-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 4 所 67-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 4 賃 68-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 賃 68-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 4 賃 68-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 4 使 70-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 使 70-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 4 使 70-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 4 使 71-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 使 71-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 4 使 71-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 4 賃 72-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 賃 72-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 4 賃 72-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 4 賃 73-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 賃 73-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 4 賃 73-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 4 賃 74-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 賃 74-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 4 賃 74-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 4 賃 75-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 賃 75-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 4 賃 75-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 4 賃 76-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 賃 76-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 4 賃 76-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 4 賃 77-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 賃 77-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 4 賃 77-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 4 賃 78-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 賃 78-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 4 賃 78-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 4 賃 79-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 賃 79-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 4 賃 79-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 4 賃 80-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 賃 80-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 4 賃 80-1 は原案どおり決定いたします。

日程 10 議案第 145 号「農地のあっせんについて」事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案 145 号 農地のあっせんについて 下記農地の所有者から、農地の売渡についてあっせんの申出があったので、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき意見を諮う。

今回の申出は 5 件でございます。

番号 1 あっせん申出者 栗山町字〇〇150 番地 44 〇〇〇〇 申出年月日 令和 4 年 12 月 26 日
申出地所在 字〇〇153 番地 2、地目につきましては、公簿 畑、現況 田、面積 6,302 m²外 5 筆 全筆田でございまして 6 筆合計 24,825 m²でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(1 番 長尾)

〇〇さんにおかれましては、高齢により規模を縮小する意向であることから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として小暮委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号1について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号1についてはあっせんを可といたしますので、長尾委員、小暮委員よろしくをお願いします。

(事務局)

番号2 あっせん申出者 栗山町〇〇3丁目96番地30 〇〇〇〇外1名 申出年月日 令和4年12月26日 申出地所在 字〇〇119番地1、地目につきましては、公簿現況ともに 畑、面積7,730㎡外23筆。内訳につきましては、田6筆24,686㎡、畑12筆39,429㎡、雑種地5筆2,702㎡、池沼1筆1,492㎡、合計24筆68,309㎡でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(4 番 川崎)

〇〇さんにおかれましては、相続により農地を取得しましたが、今後も耕作する予定がないということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として藤田委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号2について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号2についてはあっせんを可といたしますので、川崎委員、藤田委員よろしくをお願いします。

(事務局)

番号3 あっせん申出者 栗山町字〇〇170番地2 〇〇〇〇 申出年月日 令和5年1月12日 申出地所在 字〇〇118番地、地目につきましては、公簿現況ともに畑、面積52,548㎡外9筆。内訳につきましては、田2筆13,042㎡、畑4筆125,152㎡、雑種地4筆10,046㎡、合計10筆148,240㎡でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(17番 鳥村)

〇〇さんにおかれましては、相続により農地を取得しましたが、今後も耕作する予定がないということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として塚本委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号3について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号3についてはあっせんを可といたしますので、鳥村委員、塚本委員よろしくをお願いします。

(事務局)

番号4 あっせん申出者 栗山町字〇〇174番地1 〇〇〇〇 申出年月日 令和5年1月17日 申出地所在 字〇〇172番地1、地目につきましては、公簿現況ともに田、面積12,224㎡の1筆でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(11番 平田)

〇〇さんにおかれましては、離農し農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。

ります。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に ○○○○さん、第2候補に ○○○○さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として長谷川委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号4について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号4についてはあっせんを可といたしますので、平田委員、長谷川委員よろしくをお願いします。

(事務局)

番号5 あっせん申出者 栗山町字○○593番地 ○○○○ 申出年月日 令和5年1月18日 申出地所在 字○○593番地8、地目につきましては、公簿現況ともに雑種地、面積437㎡外7筆。内訳につきましては、畑3筆21,398㎡、雑種地5筆15,138㎡、合計8筆36,536㎡でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(17番 鳥村)

○○さんにおかれましては、高齢により離農したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に ○○○○さん、第2候補に ○○○○さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として塚本委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号5について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号5についてはあっせんを可といたしますので、鳥村委員、塚本委員よろしくをお願いします。

日程11 議案第136号「買入協議を行う旨の通知の要請について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第 146 号 買入協議を行う旨の通知の要請について 下記農地の所有者から、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項の規定に基づき所有権移転に係るあっせんの申し出があったので、同法第 16 条第 1 項に基づき栗山町長に対し買入協議を行う旨の通知をすることについて意見を諮う。今回の申し出は 1 件でございます。

番号 1 あっせん申出者 栗山町字〇〇174 番地 1 〇〇〇〇 申出年月日 令和 5 年 1 月 17 日 申出地所在 字〇〇170 番地、地目につきましては、公簿現況ともに田、面積 3,472 外 2 筆。全筆田でございまして 3 筆合計 45,610 ㎡。別紙により買入予定者及び今回の申出地と周辺の耕作者を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。事務局より説明がありました。それでは、審議したいと思います。

整理番号 1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 1 は原案どおり決定いたします。

本日の議案につきましては、これで終わりでございます。続きまして農業団体等の報告に移りたいと思います。

—各団体報告—

(議長)

次期総会の日程は 2 月 27 日月曜日 午前 9 時 30 分から、現地調査につきましては 2 月 20 日月曜日 午前 9 時 30 分から 第 5 班 長尾委員、塚本委員、山本委員にお願いします。それでは本日の総会を閉会したいと思います。

(局長)

ご起立願います。礼。本日はご苦労様でした。(午後 4 時 45 分 終了)